

「北海道ハイ・タク最賃協議会」幹事会、学習会を開催

北海道ハイ・タク運転者最低賃金協議会(略：北海道ハイ・タク最賃協議会)は、1月9日、札幌市内で2019年度第1回幹事会と学習会を開催した。

幹事会では紺野則仁議長(連合北海道副会長、北海道交運労協議長)をはじめとする2019年度の役員体制(下記参照)や連合北海道2019春季生活闘争方針について確認し、同闘争方針をふまえて2019春季生活闘争に取り組んでいくこととした。

■ベルコ裁判を例に「雇用関係によらない働き方」の問題点を学習



↑雇用関係によらない働き方の問題点を鋭く指摘した浅野弁護士

学習会で講演した全ベルコ労働組合不当労働行為解雇事件弁護団の浅野高宏弁護士(ユナイテッド・コモンズ法律事務所)は、「雇用関係によらない働き方」の問題点、危険性について説明した。

浅野弁護士は働き方改革の議論の中で雇用関係によらない働き方について、政府は長期雇用慣行をはじめとする日本型雇用システムが長時間労働などの弊害をもたらしているとして、「雇用関係によらない働き方、兼業・副業、テレワークなど、時間・場所・契約にとられない働き方が、希望にあふれ柔軟な働き方が可能と説明しているが本当にそうなのか」と疑問を呈した。さらに「請負を中心として、雇用契約によらない形で働く働き方が普及している」指摘。雇用関係にない業務委託契約を例に、「労働法規が適用されない業務委託契約では時間外手当も支給されずに働かせ放題となる」、「解雇権濫用法規が適用されず、企業は自由に業務委託契約の解除を行うことができる」、「雇用

保険等に参加しないため失業保険を受け取ることができない」等と問題点を説明し、柔軟な働き方の必要性は否定できないとしつつも、「働き方改革を名目に労働法規を脱法するような働き方は許されない」と強調した。また、「雇用関係によらない働き方の問題点をきちんと認識し、これが濫用された場合にどうなるのか、ベルコ事件をふまえて、改めて危険性を認識して議論することが必要だ」と呼びかけた。

ハイ・タク産業に関しても、政府は自家用車による有償輸送サービスを提供する一般の運転者と利用者とをマッチングすることで手数料収入を得る事業形態「ライドシェア」の合法化に向けた検討を行っている。「ライドシェア」では仲介サイト事業者と運転手との契約関係が労働法規が適用されない請負・個人事業主となる危険性を含んでいる。

全道各地から参加した組合員は、業務委託をはじめとする雇用関係によらない働き方の危険性について認識を深めていた。



ー2019年度 北海道ハイ・タク最賃協議会役員構成ー

議長	紺野 則仁(連合北海道副会長)
副議長	昆 弘美(北海道交運労協副議長)
〃	齊藤 勉(連合北海道副事務局長)
〃	長谷川 明(全自交北海道地連委員長)
〃	山崎 敦(交通労連北海道総支部副委員長)
事務局長	山田 新吾(連合北海道組織労働局長)
事務局次長	鈴木 久雄(全自交北海道地連書記長)
〃	黒坂 肇(交通労連北海道総支部ハイタク部会事務局長)
幹事	荻野 厚(全自交北海道地連副委員長)
〃	渡辺 均(交通労連北海道総支部ハイタク部会副会長)
〃	武内 秀三(小樽つばめ交通労組委員長)
〃	藤原 裕大(平岸ハイヤー労組委員長)
〃	土門 聖(平岸ハイヤー労組書記長)
〃	西塚 光男(北海道交運労協事務局長)
〃	光崎 聡(連合北海道石狩地協副事務局長)

【北海道ハイ・タク最賃協議会】

ハイ・タク運転者の最賃の創設と、ハイ・タク労働者の労働条件の向上、構成する産別・単組の相互連帯を活動の基本に、連合未加盟単組も参加し1998年8月に設立された。

同協議会は産別最賃新設を目指して地域運動や審議会対応など、様々な活動を断続して進めたものの、審議会議論の動向や2008年の最賃法改正もあり新設申請を取り下げる判断をし、以降は、企業内最賃の創設や長時間労働の防止等、労働環境の改善に向けて継続して取り組んでいる。他、産別・単組の相互連帯を図っている。